

教 生 学 第 5 6 号  
令和2年（2020年）4月22日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長  
各市町村教育委員会教育長 様  
（各市町村立学校長）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 伊 藤 伸 一

河川水難事故防止に係る国土交通省の取組について（通知）

このことについて、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から、別添写しのとおり事務連絡がありましたので、通知します。

今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各地域で外出自粛に取り組んでいただいているところですが、道内においても、暖かくなるこの時期から学校等の夏休みにかけて、児童生徒等の水辺で活動する機会の増加などにより、海や河川等における水難事故の発生が懸念されます。

ついては、別添写しに示された国土交通省の取組等を参考にするなどして、児童生徒等の河川水難事故の防止に万全を期すようお願いします。

（生徒指導（学校安全）係）





事務連絡  
令和2年4月20日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国公立大学法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各国公私立高等専門学校担当課  
各都道府県認定こども園主管課

御中

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課

### 河川水難事故防止に係る国土交通省の取組について

平素より、当省の安全教育の取組について御理解、御協力をいただきありがとうございます。

このたび国土交通省より「河川水難事故防止の取組実施」について、別添のとおり、協力依頼がありました。今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各地域で外出自粛要請等がなされていることから、例年に比べて河川を利用する機会が減少することも考えられます。しかし、大型連休期間（ゴールデンウィーク）及び学校等の夏休みにかけて、河川水難事故の多発が懸念されることから、国土交通省におけるこれらの取組も十分活用し、学校における指導の参考にさせていただきますようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

**【本件担当】**

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育推進室 防災教育係  
電話：03-5253-4111（内線 2670）  
E-mail：anzen@mext.go.jp



国 水 環 第 7 号  
令 和 2 年 4 月 17 日

文 部 科 学 省  
総 合 教 育 政 策 局  
男 女 共 同 参 画 共 生 社 会 学 習 ・ 安 全 課 長 殿

国 土 交 通 省  
水 管 理 ・ 国 土 保 全 局  
河 川 環 境 課 長  
( 公 印 省 略 )

### 河川水難事故防止の取組実施についての協力願い(依頼)

国土交通省では、河川愛護月間(7月1日～7月31日)のうち、7月1日～7日を、「**河川水難事故防止週間**」と位置付け、毎年、河川における水難事故防止に関する啓発を重点的に行っているところです。

今年度は新型コロナウイルス感染症への対応により、各地域で外出自粛要請等がされることから、例年どおりの河川利用状況とならない可能性はありますが、例年ゴールデンウィーク期間から学校等の夏休み期間にかけては河川利用者が増加する傾向があり、今年度も河川水難事故発生が懸念されます。

河川利用は基本的には自由使用であり、河川利用者が安全に河川を利用出来るようにするためには、行政からの情報提供等に加えて、河川利用者自らが水難事故の危険性に対する認識を持つとともに、河川利用者が安全に利用出来るよう、地域に住む人々が身近な河川の状況を常日頃から注視し、河川利用者の危険回避を促すような地域力の向上も望まれるところです。

国土交通省においては、各地域での新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた上で、普及啓発活動に取り組んで参りますので、貴省の関係機関へ周知して頂きますようお願いいたします。

普及啓発に係る実施内容につきましては、別紙を参照願います。



別紙

## 【実施内容】

実施内容については、各地域での新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて行います。

### 1. 河川水難事故防止に向けた協働の推進

国土交通省においては、教育関係機関を含め関係機関との河川水難事故防止に向けた認識の共有・取組の協働等を推進して参ります。

### 2. 水難事故防止に関する講習会等の実施

国土交通省において予定しているイベント・説明会等において、可能な範囲で河川の安全利用を啓発している団体などと連携を図りつつ、水難事故防止に関する説明・講習などを実施して参ります。

### 3. 重点的な河川巡視の実施

日頃から実施している河川巡視において、水難事故が多発する場所を追加し、若しくは重点的に点検を実施して参ります。

### 4. 河川水難事故防止の「出前講座等」の実施について

児童の水難事故が多くなる夏休み期間に先立ち、河川水難事故防止週間を中心に、河川水難事故防止に関する出前講座等を可能な範囲で積極的に実施して参ります。

### 5. ホームページ等による情報発信について

河川水難事故防止週間中及び夏休み期間中に実施、または予定の河川水難事故防止の啓発に関する内容を含んだ出前講座等の実施(予定)日、講座名、内容、実施対象等を各地方整備局等において積極的な情報発信を実施して参ります。

(参考)国土交通省HP

河川水難事故防止「出前講座の実施予定」

<http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/anzen/index3.html>

※今年度の予定はとりまとめ次第更新の予定です。

国土交通省 出前講座のご案内

[http://www.mlit.go.jp/delivery\\_lecture/delivery\\_lecture.html](http://www.mlit.go.jp/delivery_lecture/delivery_lecture.html)